

## 庄内川事前防災行動計画（タイムライン）検討会設置要綱

### （目的）

第1条 この要綱は、台風等による風水害に備えた事前防災行動計画を検討することを目的として設置する庄内川事前防災行動計画（タイムライン）検討会（以下「庄内川タイムライン検討会」という。）に関する必要な事項を定めるものとする。

### （所掌事項）

第2条 庄内川タイムライン検討会は、次の各号の事項について所掌する。

- (1) 台風等風水害に備えた事前防災行動計画（タイムライン）の検討
- (2) その他必要な事項

### （組織構成）

第3条 庄内川タイムライン検討会は、以下のとおりとする。

- 2 庄内川タイムライン検討会に座長及び事務局長を置く。
- 3 座長は、東京大学大学院情報学環総合防災情報センター 松尾一郎 客員教授とし、事務局長は庄内川河川事務所長とする。
- 4 座長は、会務を総括し、庄内川タイムライン検討会を代表する。
- 5 事務局長は座長を補佐する。
- 6 庄内川タイムライン検討会にアドバイザーを置くことが出来る。
- 7 庄内川タイムライン検討会は、別表に定める委員にて組織する。

### （会議の招集）

第4条 庄内川タイムライン検討会は座長が招集し、これを主宰する。

- 2 庄内川タイムライン検討会は、必要に応じて委員以外の出席を求め、意見を聞くことができる。

### （ワーキンググループ）

第5条 第2条に定める事項について、具体的な検討作業を行うため、庄内川タイムライン検討会の下にワーキンググループを設置することができる。

- 2 ワーキンググループに関する必要な事項は、座長が別に定める。

### （委員の任期）

第6条 委員の任期は、庄内川タイムライン検討会の所掌事項が完了するまでとする。

(事務局)

第7条 庄内川タイムライン検討会の事務局は、国土交通省 庄内川河川事務所、名古屋地方気象台、名古屋市防災危機管理局に置く。

(雑 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、庄内川タイムライン検討会の運営に必要な事項は、座長がその都度会議に諮って定める。

(附 則)

この要綱は、平成26年6月4日から施行する。

この要綱は、平成26年7月24日から施行する。

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

この要綱は、平成30年2月19日から施行する。

## 別 表

### 庄内川事前防災行動計画（タイムライン）検討会 委員

#### 【座長】

東京大学大学院情報学環総合防災情報研究センター 客員教授 松尾 一郎

#### 【事務局長】

中部地方整備局庄内川河川事務所 所長

#### 【参加機関】

名古屋地方気象台  
愛知県 防災局  
愛知県 建設部  
愛知県警察 警備部  
愛知県警察 交通部  
愛知県警察 中村警察署  
名古屋市 緑政土木局  
名古屋市 防災危機管理局  
名古屋市 上下水道局  
名古屋市 交通局  
名古屋市 中村区役所  
名古屋駅地区街づくり協議会  
名古屋駅地区防火・防災管理協議会

#### 【アドバイザー】

京都大学 客員教授 関 克己  
株式会社ハレックス 通信講座グループ担当部長 市澤 成介  
日本放送協会 解説主幹 山崎 登

#### 【オブザーバー】

中部運輸局 総務部  
中部運輸局 鉄道部  
中部地方整備局 企画部  
中部地方整備局 河川部

#### 【事務局】

中部地方整備局庄内川河川事務所、名古屋地方気象台、名古屋市 防災危機管理局

※敬称略